

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

1 森町の現状

(1) 町の概要

森町は、静岡県西部地区の内陸部に位置する地域。新東名高速道路の「森掛川IC」・「遠州森町スマートIC」と町内に2つのICを持ち、東名高速道路の袋井ICと近接する物流ポテンシャルの高い地域です。



森町は、三方を小高い緑の山々に囲まれ、美しい自然環境と共存して発展してきた町。町の北部が山村地域、中部が商工業地域、南部が農業地域と大きく3つに分かれています。

■位置(役場)	東経	137度56分
	北緯	34度50分
■標高	最高(最北端)	941m
	森町役場	43.2m
	最低(最南端)	15.4m
■広さ	東西	13km
	南北	24km
	面積	133.91km ²

■地区別人口・世帯数

地区名	三倉	天方	森	一宮	園田	飯田	合計
世帯数	313	411	2,640	622	1,163	1,385	6,534
人 口	783	1,191	7,196	1,857	3,470	4,047	18,544

(平成30年1月1日現在)

(2) 境域

東は掛川市と島田市に、南は袋井市に、西と北は磐田市、浜松市にそれぞれ接している。

(3) 地形の特徴

森町の地形は、東西に狭く南北に長い地形で、赤石山系に属し、山稜がそれぞれ扇状に形成され、森町北部を源とする三倉川と吉川が合流し、太田川となり磐田市を経て太平洋に注がれている。

また、町はおおむね北部の森林地域、中部の市街化地域及び南部の田園地域に分かれている。

(4) 地質の概要

泥岩・泥質砂岩の互層を主とする三倉層群の範囲が北部の山地に広く分布し、一部に犬居層群がはさまる。倉見層群・掛川層群の砂岩・泥岩は丘陵を構成する。町内を貫流する太田川の低地は砂層・砂泥の沖積地で自然堤防は砂礫層となっている。

(5) 気候

静岡県内は、気候は全般的にきわめて温和であり、恵まれた気象条件にある。しかし、一面において気象の変化は激しく、雨量、風、波浪等による異常気象も現れやすい。

森町の気候は、年間を通じて温暖でおだやかであるが、夏は、南からの季節風のため、高温多雨で雨が降り、冬は、「遠州のからっ風」と呼ばれる西からの風が吹き、乾燥した晴れの日が続く。年間の日照時間は、2,200時間前後であり、全国的に最も長い地域の一つとなっている。

- ・年間平均気温……15.6 度

- ・年間最高気温……36.8 度

- ・年間最低気温……-3.8 度

- ・年間総降水量……2,268mm

(「森町の統計」平成29年度版より)

2 地域の災害リスク

[洪水(風水害):森町地域防災計画・ハザードマップ]

森町は、地形的に三倉の山間地から太田川流域の平野部へと続くため、台風に伴う暴風雨、低気圧・前線に伴う集中豪雨及び冬の季節風による強風の影響を受けやすい地域となっている。

また、町の中央を南北に流れる太田川やその支流である中小河川が数多くあり、一時的に増水し冠水する危険性をもっている。

森町が公表するハザードマップは、①家屋倒壊等の恐れのある区域、②想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される推進を図示している。

平成29年7月に県が公表した指定河川太田川の洪水想定区域は、想定される最大規模の24時間雨量を629mmと仮定し、洪水が発生した場合には、商工会館周辺で3～5mの浸水深が予想されている。

[土砂災害(山崩れ、崖崩れ等):森町地域防災計画・ハザードマップ]

森町では、洪水ハザードマップに県が指定する「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」、「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」、「急傾斜地崩壊危険箇所」を表示している。

町内の北部は山に覆われ、急傾斜地も多く土砂災害の危険が多い。

特に、急峻な斜面に家々が点在する三倉、天方地区は山崩れ、崖崩れ、地すべり、風水害や地震等の災害時には孤立する危険も多く含んでいる。

[地震:森町地域防災計画・静岡県第4次地震被害想定]

太田川流域は、沖積層の粘土層が広く分布し、県下有数の軟弱地盤となっており、軟弱層の厚さは40m～50mに達しているところもある。この軟弱地盤は、地震のゆれを拡大するため、被害を大きくする要因となっている。

静岡県第4次地震被害想定では、発生頻度が比較的高く(駿河トラフ・南海トラフ沿いで、約100～150年に1回)、発生すれば大きな被害をもたらす「レベル1の地震・津波」と、発生頻度は

極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（南海トラフ巨大地震）「レベル２の地震・津波」の２つのレベルが想定されている。

森町の震度分布及び津波高は、レベル１で震度６弱（１６．４％）、震度６強（８２．１％）、震度７（１．５％）、津波高は特になし、レベル２では震度６強（７７．０％）、震度７（２３．０％）、津波高は特になしが想定されており、レベル２の地震・津波が発生した場合、被害想定の結果は、次のとおりである。

○建築物等被害に係る想定結果

項 目	被害区分	予 知 な し			予 知 あ り
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物被害総数	全壊及び焼失	約 ３,９００棟	約 ３,９００棟	約 ４,１００棟	約 ３,７００棟
	半壊	約 ２,５００棟	約 ２,５００棟	約 ２,４００棟	約 ２,５００棟
建物被害率	全壊及び焼失	約 ３５．７％	約 ３５．７％	約 ３７．６％	約 ３３．９％
	半壊	約 ２２．９％	約 ２２．９％	約 ２２．０％	約 ２２．９％

○人的被害に係る想定結果

項 目	被害区分	予 知 な し			予 知 あ り		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
死傷者数合計 (早期非難率高)	死者数	約 １００人	約 ６０人	約 １００人	約 ３０人	約 １０人	約 ２０人
	重傷者	約 ４００人	約 １５００人	約 ５００人	約 １００人	約 ４００人	約 １００人
	軽傷者	約 ７００人	約 １７００人	約 ８００人	約 ２００人	約 ５００人	約 ２００人
死傷者数合計 (早期非難率低)	死者数	約 １００人	約 ６０人	約 １００人	(不明)	(不明)	(不明)
	重傷者	約 ４００人	約 １５００人	約 ５００人	(不明)	(不明)	約 １００人
	軽傷者	約 ７００人	約 １７００人	約 ８００人	(不明)	(不明)	約 ２００人

[その他]

- ・火 災… 冬季は季節風が強く空気も乾燥するとともに、強風地域であるため、ひとたび火災が発生すると大火災の可能性を含んでおり十分な警戒を要する。
また、乾燥する冬季の山火事においては、水利の確保も困難であるため、大規模な山林火災になる可能性もある。
- ・原子力災害… 御前崎市に、中部電力株式会社浜岡原子力発電所があり、森町は万一の事故を想定した災害対策が必要である。
県は、平成２４年６月県地域防災計画に、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を踏まえ、ＵＰＺ（緊急防護措置を準備する区域）として森町の一部地域が含まれた。
このため、発電所内での事故等が発生した場合には、町民に対し適切な広報・情報伝達が必要である。
- ・感 染 症… ウイルスの感染拡大に伴い感染予防や社会・経済活動等への対策が必要である。森町では国の基本方針に基づき、「対応方針」を定め町民に情報提供するとともに、商工会では、森町の「対応方針」を鑑みつつ、小規模事業者支援として「相談窓口」を開設する必要がある。

[illegible]

業 種	建設業	製造業	卸売業	小売業	保険・金融	不動産	通信・運輸	電気・ガス	サービス業	その他	計
事業所数	167	90	35	193	5	6	8	0	116	96	716

- 4 -

4 これまでの取組

(1) 森町の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品等の備蓄
- ・ウイルス対策会議の開催及び「対応方針」の決定・公表

(2) 森町商工会の取組

- ・平成 31 年 2 月に「大規模災害時における森町商工会の役割と応援態勢マニュアル」を調整し、会員の協力事業者の承認を得た上、森町と「災害時に必要な物資の調達に関する協定書」を締結。
- ・事業者 B C P に関する国の施策の周知
- ・事業者 B C P 策定セミナーの開催
- ・防災備品等（スコップ、懐中電灯、非常食等）の備蓄
- ・令和 5 年 6 月 26 日に菊川市商工会、御前崎市商工会、掛川みなみ商工会、浅羽町商工会、磐田市商工会、森町商工会及び静岡県商工会連合会は「大規模災害時及び新型コロナウイルス等の影響下における会員支援に関する商工会相互連携協定書」を締結し、事業継続のための相互協力と県連による補完協力を行うこととした。

II 課 題

1 森町の課題

森町独自のアクションプログラム、町民に対してはハザードマップ、防災ガイドブックを作成・周知するとともに、被災によっては役場の機能が低下し利用できる資源（職員、執務環境等）に制約がある中で、森町が行う用務（＝「非常時優先業務」）を継続、早期普及するための「森町業務継続計画（B C P）」が策定されているが、事業所に対する B C P 策定支援等については、十分にできていない現状である。

2 森町商工会の課題

「大規模災害時における森町商工会の役割と応援態勢マニュアル」を整備したものの、これまで協力体制整備が進んでいなかったが、令和 5 年 6 月に協力体制の強化として商工会相互連携の協定を締結した。

しかしながら、南海トラフ巨大地震などにより広域で大規模に被災した場合、商工会は既存機能の維持に終始することとなり、各事業所への直接支援は現実的に厳しい。このため、各事業所においては自らが B C P 計画を策定し対応することが必要となるが、小規模事業所において計画の整備が進んでいない状況が伺える。一方、昨今の経済変動に対応する事業継続力強化への取組は進んでおり、防災面への連動が期待される。

III 目 標

- ・防災意識の高揚
地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・森町商工会としての防災体制の構築
発災時における連絡体制を円滑に行うため、森町商工会と森町との間における被害情報報告の共有化を図る。
- ・復興支援体制の構築
発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、中東遠地区商工会などの関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・計画の検証と見直し
計画の検証については、毎年度効果検証を行う。
見直しについては、国及び県の災害情報が更新された場合等見直しの必要が称した場合には、森町との協議により見直しを行う。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年6月1日～ 令和12年5月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

森町商工会と森町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1 事前の対策 >

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・あわせて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・町広報やホームページ等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。

◆商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

財 産 の リ ス ク	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償
休 業 の リ ス ク	○事業主・従業員の休業所得補償 ○災害に伴う営業損失補償
経 営 の リ ス ク	○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え ○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え ○廃業・退職後の生活資金積立 ○従業員の退職金積立
自 動 車 の リ ス ク	○自動車運行に伴う事故の賠償補償
賠償責任のリスク	○製造者責任（PL）・情報漏えい等の関する賠償保障
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

平成31年2月に「大規模災害時における森町商工会の役割と応援態勢マニュアル」を作成した。
(別添) 2年サイクルで計画の更新を行う。

(3) 関係団体等との連携

- ・令和5年6月26日の「大規模災害時及び新型コロナウイルス等の影響下における会員支援に関する商工会相互連携協定書」に基づき静岡県商工会連合会、中東遠地区商工会との情報交換及び関係強化を図るほか、全国商工会連合会と連携協定を結ぶ損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

(4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・BCP作成事務所に対して、年1回、取組状況を確認し、必要に応じて経営指導員や専門家による見直しを推進する。
- ・森町地区の予防業務は、森町地域防災計画に基づき、森町（災害対策本部）と連携して効率的な予防対策に取り組んでいく。また、必要に応じて森町と森町商工会が毎月開催している商工事務連絡協議会定例会において森町事業継続力強化支援について、状況確認や改善点等

について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、森町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・（商工会連合会が管理する）商工会災害状況報告システムへの入力訓練の実施

< 2 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもなく、自助・共助を優先したのち、下記の手順で森町商工会地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡を行う。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ・森町は、森町地域防災計画に基づき、森町災害対策本部を立ち上げ、関係機関との連携・協力を得ながら応急対策に努める。
- ・森町商工会は、森町災害対策本部と連携を図るとともに、次の応急対策業務を行う。

○ 勤務時間内発災の場合

- ① 非常災害時の支援本部の設置
- ② 森町商工会館等建物の安全確認及び被害調査
- ③ 来館者等の安全確保
- ④ 職員等の安否の把握及び報告
- ⑤ 被害情報の収集、来館者への情報提供
- ⑥ 当面の施設運営方針の決定及び森町役場等関係機関との連絡調整

○ 時間外・休日時発災の場合

勤務の時間外又は休日に大規模な災害が発生した場合、職員は自身の安全の確保を行い、態勢が整った職員は出勤する。出勤した職員は、下記事項の応急対策の基礎調査を進める。

なお、災害支援本部長（商工会会長）が出勤するまでの間は、初期出勤者の内、最上位（事務局長、経営指導員、経営支援員、記帳指導職員の順）の職にある者が指揮を代行する。

勤務の時間外・休日に発災し、しかも交通機関やライフラインが途絶えてしまうような状況では、極めて限られた職員で様々な業務を実施しなければならないので、日常的に業務の共有化を図り対処できる体制を整えておく。

① 森町商工会館への立ち入り

ただし、損傷が激しく建物使用に危険が想定される場合は使用しない。この場合、被災建築物応急危険度判定の後に使用を判断する。

- ② 連絡可能な方法で、職員連絡網で状況報告を行う。（自身の携帯に登録しておく）
- ③ 森町商工会館等建物の安全確認及び被害調査
- ④ 非常災害時の支援本部の設置
- ⑤ 被害情報の収集・整理
- ⑥ 当面の施設運営方針の決定及び森町役場等関係機関との連絡調整

※SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を森町商工会と森町で共有する。

(2) 応急対策の方針決定

- ・森町内の被害状況や被害規模については、森町（災害対策本部）が関係機関との連携・協力により情報収集等に取り組んでいく。森町商工会は、森町（災害対策本部）へ関連情報の提供に努める。
- ・森町商工会における職員行動は原則、次のとおり定める。

時系列	職員行動項目
①発災直後	・非常災害時の支援本部の設置 ・物的、人的被害の状況調査 ・来館者等の安全確保(負傷者の救護、安全な場所への誘導) ・被害情報の収集、来館者への情報提供 ・職員への緊急連絡、安否確認 ・当面の施設運営方針の決定 ・森町との連携
②発災から概ね3日間	・非常災害時支援本部の組織、支援場所等の整備 ・被害、復旧情報等の収集及び情報発信 ・県連への被害情報報告及び中東遠地区商工会等との情報交換 ・森町との連携
③発災から概ね4～7日間	・被害、復旧情報等の収集及び整理 ・県連、中東遠地区商工会等との情報交換及び調整 ・被害状況に鑑み、経営指導員等の派遣要請を県連等との連携 ・森町との連携 ・通常運営に関わる対応
④発災から概ね1週間	・経営指導員等は普及事業を中心とした支援の展開 ・事業者ニーズの変化等の情報収集と最新情報の提供 ・森町との連携 ・通常運営に関わる対応
⑤発災から概ね1か月	・通常の運営体制に向けた検討 ・支援活動の記録整理

(調査・確認方法についてはマニュアルP3参照)

- ・森町商工会と森町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の内容(判断基準)を決める。

○被害規模の目安とする応急対策の内容(判断基準)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地域内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	(1)緊急相談窓口の設置・相談業務 (2)被害調査・経営課題の把握業務 (3)復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地域内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊等、大きな被害が発生している。	(1)緊急相談窓口の設置・相談業務 (2)被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

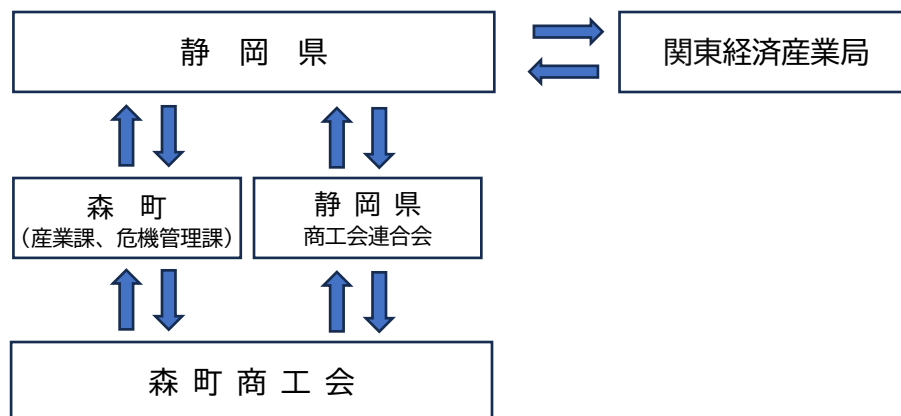
- ・本計画により、森町商工会と森町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間以内	1日に2回（9時、16時）共有する
1ヶ月以内	1日に1回（9時）共有する
1ヶ月超	2日に1回共有する

< 3 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・森町商工会と森町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく（マニュアルP4参照）。
- ・森町商工会と森町が共有した情報を、県の指定する方法にて森町商工会又は森町より県へ速やかに報告する。

○指示命令系統・連絡体制図



< 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、森町と相談する（森町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する（マニュアルP3参照）。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、巡回訪問のほか、ホームページや説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や県連等に相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

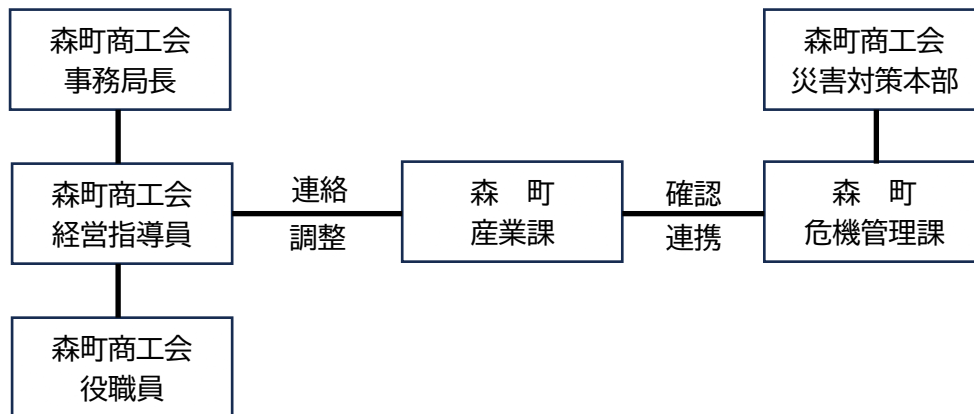
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 8 年 5 月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 平田 貢一（連絡先は後述 (3) ①のとおり）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

森町商工会

〒437-0215 静岡県周智郡森町森 20-9

TEL 0538 -85 - 3126 FAX 0538 -85 -5615

E-Mail info@mori-shokokai.jp

②関係市町村

森町産業課（商工観光係）

〒437-0293 静岡県周智郡森町森 2101-1

TEL 0538 -85 - 6319 FAX 0538 -85 -5259

E-Mail sangyo@town.shizuoka-mori.lg.jp

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

区 分	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度
必要な資金の額	6 0 0	6 0 0	6 0 0	6 0 0	6 0 0
①専門家派遣費	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
②協議会等会議費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
③セミナー開催費	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
④パンフ・チラシ作成費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県補助金、町補助金、商工会自主財源(会費、手数料等) ただし、上記経費のうち、講師や専門家の謝金、旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣機関や全国商工会連合会と連携協定を結ぶ損保会社等が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名							
①静岡県商工会連合会 会長 前澤 侑 静岡県静岡市葵区追手町 44-1 県産業経済会館 6 階 ②中東遠地区商工会 <table border="1"><tbody><tr><td>ア. 磐田市商工会 静岡県磐田市弥藤太島 515-1</td><td>イ. 浅羽町商工会 静岡県袋井市浅名 979-1</td></tr><tr><td>ウ. 菊川市商工会 静岡県菊川市加茂 2156</td><td>エ. 御前崎市商工会 御前崎市池新田 5484-1</td></tr><tr><td>オ. 掛川みなみ商工会 静岡県掛川市大坂 2882</td><td></td></tr></tbody></table>		ア. 磐田市商工会 静岡県磐田市弥藤太島 515-1	イ. 浅羽町商工会 静岡県袋井市浅名 979-1	ウ. 菊川市商工会 静岡県菊川市加茂 2156	エ. 御前崎市商工会 御前崎市池新田 5484-1	オ. 掛川みなみ商工会 静岡県掛川市大坂 2882	
ア. 磐田市商工会 静岡県磐田市弥藤太島 515-1	イ. 浅羽町商工会 静岡県袋井市浅名 979-1						
ウ. 菊川市商工会 静岡県菊川市加茂 2156	エ. 御前崎市商工会 御前崎市池新田 5484-1						
オ. 掛川みなみ商工会 静岡県掛川市大坂 2882							
連携して実施する事業の内容							
①静岡県商工会連合会 < 1 事前の対策 > ・商工会自身の事業継続計画の作成 大規模災害時における森町商工会の役割と応援態勢マニュアルや応急対策の見直し等指導 ・関係団体等との連携 ：全国商工会連合会と連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣体制の構築 ：関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等協調開催 ・フォローアップ 小規模事業者の事業者 B C P 等取組状況の確認・指導（専門家の確保・派遣） ・当該計画に係る訓練の実施 静岡県商工会連合会が管理する商工会災害状況報告システムへの入力訓練へのシステム運用に係る調整 < 2 発災後の対策 > ・静岡県商工会連合会への被害情報報告・取り纏め及び中東遠地区商工会との情報交換 ・静岡県商工会連合会、中東遠地区商工会との連絡調整に関すること。 ・専門家の支援派遣とともに、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知 ・専門家の支援派遣とともに、復旧・復興支援の方針策定への助言・被災小規模事業者に対し支援 ②中東遠地区商工会（磐田市商工会、浅羽町商工会、菊川市商工会、御前崎市商工会、掛川みなみ商工会） < 1 事前の対策 > ○関係団体等との連携 ・情報交換及び調整を図ると共に、全国商工会連合会と連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣体制の構築、普及啓発セミナー等の実施 ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催 ・復旧状況によっては人的支援の検討・派遣							

< 2 発災後の対策> ・大規模災害に係る緊急対策等の情報交換及び調整、支援能力向上に向けた取組・協力
連携して事業を実施する者の役割
①静岡県商工会連合会 ・大規模災害時における森町商工会の役割と応援態勢マニュアルや応急対策の見直しへの助言 ・講習会等への専門家の確保・派遣 ・小規模事業者の事業者BCP等取組への助言・専門家の確保・派遣 ・当該計画に係る訓練の実施 ・静岡県商工会連合会が管理する商工会災害システムへの入力訓練へのシステム運用に係る調整 ・発災時における専門家の支援派遣とともに、復旧・復興支援の方針策定への助言・被災小規模事業者に対し支援 ②中東遠地区商工会 ・情報交換及び調整を図ると共に、全国商工会連合会と連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣体制の構築、普及啓発セミナー等の実施 ・大規模災害に係る緊急対策等の情報交換及び調整、支援能力向上に向けた取組・協力 ・復旧状況によっては人的支援の検討・派遣
連携体制図等
①静岡県商工会連合会 マニュアル見直し、専門家派遣・応援要請 森町商工会 助言・専門家・応援員派遣 静岡県商工会連合会 (全国商工会連合会含む) ②中東遠地区商工会 森町商工会 専門家・職員派遣 磐田市商工会 浅羽町商工会 菊川市商工会 御前崎市商工会 掛川みなみ商工会